

事務連絡  
令和7年8月22日

別記関係団体 御中

厚生労働省医薬局総務課

### 医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告について（対応依頼）

今般、「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」（令和7年8月21日付け医薬総発0821第1号）において、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事象の主な原因であったダミーコードについて、患者の健康被害を防ぐため、令和7年8月28日に電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を行う旨をお知らせしたところです。

上記改修により、ダミーコードに起因する事象は防げるものの、医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いるコード（YJコード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。）との設定を誤ってしまうことに起因する事象を防ぐためにも、医療機関・薬局において使用している医薬品マスタ・特定器材マスタ（以下「医薬品等マスタ」という。）が適切に設定されているか等の確認をいただくことは引き続き重要であります。

つきましては、貴会会員又は管内の医療機関・薬局の皆様に対して、下記の内容について周知をしていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 医薬品等マスタの設定等にかかる厚生労働省への点検報告について（再周知）

電子処方箋の運用にあたり、適切に医薬品等マスタの設定が行われているか等、安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省への点検報告が

済んでいない場合は、以下に記載されている医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿ってシステムベンダーとも確認の上、報告をお願いいたします。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011894](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894)



(注1) 既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「医薬品等マスタ等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト」として厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_taioushisetsu\\_tenken00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu_tenken00001.html)

(注2) 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載されているチェックリスト及び点検報告フォームは8月28日以降に内容の変更を行う予定です。  
※ 既に点検報告を行った医療機関・薬局においては再度の報告は不要です。

## 2. 医薬品等マスタの設定の誤りを防ぐ運用について

1. において医薬品等マスタの設定等を確認し、報告を行った場合においても、医薬品等マスタの更新は定期的に行われることから、医療機関・薬局で医薬品等マスタの設定を行う場合においては、設定の誤りを防ぐ運用を引き続き実施してください。設定等の誤りを防ぐ運用とは以下の方法などを参考にしてください。

- 設定ができる人を限定したり、ダブルチェックを行ったりするなど、誤って設定することのないよう対策を医療機関・薬局内で定める。
- コードが適切に設定されているか等を定期的を確認する。

## 3. 点検報告に関する課題について

現在、医薬品等マスタの設定等の点検報告ができてない医療機関・薬局においては、今後の改善につなげるため、以下のフォームから点検報告ができていない理由についてお聞かせください。

<https://forms.gle/FGyfvvW6jK54VE6n9>



以上